

## 補完的輸出規制に係る事前相談の取り扱いについて（お知らせ）

〔（平成14年2月28日）貿易経済協力局 安全保障貿易審査課〕

輸出貿易管理令別表第1の16の項の貨物の輸出又は外国為替令別表の16の項の技術の提供については、外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令（平成13年政令第439号）及び関係省令・告示が平成13年12月28日に、また関係通達・お知らせ等が平成14年2月15日に公布され、平成14年4月1日より新たな規制の枠組みにて施行されることとなっております。

このたび、施行後に適用される輸出・技術取引につきまして平成14年3月8日より下記の要領で事前相談を受け付けることといたしましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 対象とする輸出等

平成14年4月1日以降（改正補完的輸出規制の施行後）の船積み等を予定している貨物の輸出及び技術の提供

#### 2 相談様式

「特定貨物・役務取引等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について（お知らせ）」の一部改正について（平成14年2月15日付）の4のアの（ア）の表に定める様式等をもって相談すること。また、記述にあたっては、平成13年12月28日及び平成14年2月15日に交付された改正後の関係法令等に対応した形で作成して提出すること。

#### 3 相談窓口

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部  
安全保障貿易審査課